

教員免許更新制度の改善について

(中間取りまとめ) 案

平成 20 年 〇 月 〇 日

教員免許更新制度の改善に係る検討会議

目次

はじめに	1
第1章 現代的な諸課題に対応できる免許状更新講習に係る枠組み・内容の改善について..	2
第1節 「必修領域」の見直しと「選択必修領域」の導入	2
第1項 現状と課題	2
第2項 改善の方向性	4
第3項 具体的な改善方策	5
(1) 各領域の内容の特性	5
(2) 各領域の時間数の在り方	6
(3) 各領域の具体的な内容の在り方	6
第2節 修了認定試験と修了認定手続の改善	8
第1項 現状と課題	8
第2項 改善の方向性	9
第3項 具体的な改善方策	10
(1) 修了認定試験の作問の在り方	10
(2) 修了認定試験の実施方法の在り方	10
(3) 修了認定手続の在り方	11
第2章 現職研修と免許状更新講習の関係の整理について	12
第1項 現状と課題	12
第2項 改善の方向性	15
第3項 具体的な改善方策	16
(1) 今後の十年経験者研修の在り方	16
(2) 免許状更新講習の受講環境の充実と教職生活への一層の活用の在り方	17
参考資料	
別添1 免許状更新講習規則第四条第二項に規定する事項の詳細な内容及び同令 第六条に規定する修了認定の基準を定める告示	23
別添2 免許状更新講習事後評価結果について	24
別添3 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）抄	27
別添4 免許状更新講習と免許法認定講習・公開講座の両方の認定を受けている 講習（平成25年度）	28

はじめに

教員免許更新制度は、教員免許状に一定の有効期限を付し、その時々で求められる教員として必要な資質能力が確実に保持されるよう、必要な刷新（リニューアル）を行う仕組みとして、平成 21 年 4 月に導入され、既に 4 年が経過した。

この間、必要な刷新を実現する具体的仕組みである免許状更新講習は、大学をはじめとする免許状更新講習開設者（以下、「講習開設者」という。）の尽力により、全国において受講できる環境が整備され、平成 24 年度においては、「必修領域」¹について 751 講習が開設され延べ 92,393 人が受講し、「選択領域」²について 6,893 講習が開設され延べ 255,350 人が受講した。また、講習開設者が受講者に発行した修了（履修）証明書に基づき、免許管理者である都道府県教育委員会による免許状更新講習の修了確認手続も適切に行われており、今日、制度はおおむね定着したと言える。

一方、教育職員免許法附則³においては、制度施行後五年を経過した場合において施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとすることが定められており、受講経験者や講習開設者からは、課題認識や改善を求める声が聞かれる状況にある。

また、グローバル化などの社会の急速な変化を受けて、教員が現代的な諸課題に対応する指導力を身に付ける必要性が指摘されており、免許状更新講習についても、教員が専門性を向上させる場の一つとして、役割を果たしていくことが期待されている。

本検討会議は、このような経緯や現況を踏まえ、今後の教員免許更新制度のより良い運用に向けて問題を整理し改善策を検討するとともに、教員が職務の遂行に必要な現代的な諸課題について適時最新の知識・技能を修得することのできるよう、次の 3 つの事項について検討を行うことを任務としている。

- (1) 現代的な諸課題に対応できる免許状更新講習に係る枠組み・内容の改善について
- (2) 免許状更新講習と現職研修との役割分担の在り方について
- (3) そのほか教員免許更新制度に係る制度面・運用面での改善策について

このたび、上記 (1) 及び (2) について、これまでの議論を中間的に取りまとめたので、これを公表するものである。

なお、本検討会議は、最終取りまとめに向け、引き続き議論を行っていくこととしている。

¹ 次ページ参照

² 次ページ参照

³ 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 98 号）附則第 8 条第 2 項

第1章 現代的な諸課題に対応できる免許状更新講習に係る枠組み・内容の改善について

第1節 「必修領域」の見直しと「選択必修領域」の導入

第1項 現状と課題

- 教員免許更新制度の中核的仕組みである免許状更新講習は、「30時間という限られた時間の中で、一定程度内容面で深みを持たせ、また、実益のある講習を実施するためには、全教員が受講する内容を全て統一することとするのは必ずしも効果的でない。むしろ、全教員が必ず受講すべき事項を明示しつつ、その他の必要な事項については、講習の内容についても教員が選択し受講することができるよう取り扱うことが適当である」⁴という考え方の下、制度的な枠組みが設けられた。
- 具体的には、教育職員免許法⁵において、「講習の内容が、教員の職務の遂行に必要なものとして文部科学省令で定める事項に関する最新の知識技能を修得させるための課程（その一部として行われるものを含む。）であること」とされている。
- また、当該文部科学省令⁶で定める事項は、「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」と「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」とされ、前者は「必修領域」、後者は「選択領域」と通称されている。
- 併せて、文部科学省告示⁷にその詳細が定められており、「必修領域」は12時間以上、「選択領域」は18時間以上とされている。このうち「必修領域」は、文部科学省令で定める4つの項目について各々2つの内容が定められており、これにより、全ての「必修領域」の講習開設者は、4項目8内容を12時間にわたって開設し、これを全受講者が包括的に受講することとされている（別添1）。

⁴ 「教員免許更新制の運用について（報告）」（平成19年12月25日）中央教育審議会教員養成部会、17ページ

⁵ 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第9条の3第1項第1号

⁶ 免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号）第4条第1項

⁷ 免許状更新講習規則第四条第二項に規定する事項の詳細な内容及び同令第六条に規定する修了認定の基準を定める告示（平成20年文部科学省告示第50号）

- このように、「必修領域」は、学校種・免許種にかかわらず共通に履修すべき事項が定められ、全受講者が受講することとされている。受講者による免許状更新講習の事後評価結果⁸によると、全体的に好評価の割合は増加しているものの、「必修領域」は「選択領域」に比べ、やや低く推移している（別添2）。
- このような事後評価結果の推移は、全受講者が共通受講する「必修領域」が、各受講者が選択受講する「選択領域」に比べ、受講者の希望やニーズに合致しづらい点があることを示していると考えられる。この点について、受講者の感想においては、次のような意見や改善を求める声が見受けられる。
 - ・講習の内容が多く、消化できない。
 - ・扱う内容が多岐にわたり、内容が薄い。
 - ・教育センター等の研修と重複している。
 - ・受講対象者が多岐にわたるため、内容が薄い。
 - ・幼稚園教員のための内容を十分に扱ってほしい。
- また、講習開設者においても、次のような同旨の課題認識が持たれている。
 - ・扱う内容が広範囲で中途半端にならざるを得ない。
 - ・全学校種の共通内容の捉え方が難しい。
 - ・受講者が多岐にわたるため、一般的内容になる。
 - ・幼稚園教員には内容が合わない。
 - ・受講対象者を分けるべき。
- これらの指摘からは、「必修領域」の8つの内容が広範にわたるため、各内容に関する履修深度がある程度浅くならざるを得ない一方、各々の内容について、より深く学びたい・教えたい、という希望が、受講者と講習開設者の各々にあることが伺える。
- また、「必修領域」は、全学校種・免許種に共通する内容を扱うことが前提となるが、全学校種・免許種に共通し、かつ、全学校種・免許種にも十分に対応する内容を設定することには困難がある。このため、現実に勤務校種や所有免許種が異なる受講者のニーズに対して、焦点が合っていない・合わせられない、という課題認識が、受講者と講習開設者の各々に生じていると考えられる。

⁸ 免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号）第7条第2項、第3項に基づき、講習開設者が受講者による事後評価を行い、当該結果を文部科学省に報告。

- さらに、受講者のうち特に公立学校に勤務する現職教員については、法定研修である十年経験者研修をはじめとする各種研修機会が比較的充実している。このため、「必修領域」の8つの内容のうち、例えば学習指導要領の改訂の動向のように、現職研修においても必ず扱われる事柄については、受講者によっては、既に学び理解していると推察される。
- このほか、「必修領域」については、全受講者に対応するため全国で多数の講習の開設が必要とされるが、8つの内容を担当できる講師は、教育学の研究者をはじめとする一部の専門家に限られている。このため、特定の者が、毎年、場合によっては年複数回、「必修領域」の講師を担当し続けている状況にあり、講師の負担軽減を図る必要性も指摘されている。

第2項 改善の方向性

- 上記を踏まえると、「必修領域」については、全受講対象者が共通に受講すべき内容を精選する方向で、内容や時間数の見直しを行うことが適当である。
- ただし、「必修領域」の8つの内容は、教員に共通して求められる資質能力に照らし設定されたものである。したがって、単に内容や時間数を削減し、免許状更新講習全体を縮小することは適切ではない。見直しに当たっては、第1項で整理した現状と課題を踏まえ、次の3つの観点に留意する必要がある。
 - 講習開設者が、多くの受講対象者の受講が望まれる内容について、学校種・免許種や教職経験をある程度勘案して講習を設定できるようにし、これにより、各受講者がより効果的に学べるようにすること
 - 講習開設者が、各内容についてより深く扱えるようにし、これにより、各受講者がより深く学べるようにすること
 - 現職研修で学ぶ可能性が比較的高い内容については、受講者が重複して学ぶことなく、新たな内容を学べるようにすること
- 加えて、「必修領域」は、受講者のニーズに応じるのみならず、社会の要請を踏まえ、全受講対象者に理解が求められるものとして設定される点に重要性がある。このため、「必修領域」の内容や時間数を見直した結果「必修領域」から外れる各内容については、単に「選択領域」に当たるものとして整理し講習開設者や受講対象者の任意に委ねることは望ましくない。

- 一方、現在、グローバル化などの社会の急速な変化を受けて、教員が現代的な諸課題に対応する指導力を身に付ける必要性が指摘されている。このような社会の要請に応える観点から、免許状更新講習においても、受講対象者が現下の教育課題を学ぶことができるよう、各教育課題の特質により学校種・免許種や教職経験に応じた講習が、適時に十分提供される必要がある。
- しかしながら、上述のとおり、「必修領域」については内容を精査すべき状況にあり、適時に新たな内容を追加し深く学べる環境を築くことは難しい。また、「選択領域」についても、講習開設者や受講者の任意に委ねるものであるため、多くの受講対象者の受講を期待することはできない。
- これらのことから、「必修領域」の見直しを行うに当たっては、併せて、新たに「選択必修領域」を設けることが適当である。これにより、学校種・免許種や教職経験に応じ、教員に共通して理解が求められる内容や現下の教育課題を適時に多くの対象者が受講できるとともに、現職研修経験に応じて履修内容を調整することもでき、より効果的に免許状更新講習を受講することが可能となると考えられる。

第3項 具体的な改善方策

(1) 各領域の内容の特性

- 免許状更新講習の枠組みとして新たに「選択必修領域」を設けると、「必修領域」「選択必修領域」「選択領域」の内容の特性は、下記表のように整理される。

各領域の内容の特性

必修領域	国からあらかじめ示された全国共通の内容（複数の事柄）について、各講習開設者が網羅的に開設する講習を、全受講者が共通受講。
選択必修領域	国からあらかじめ示された全国共通の内容（複数の事柄）について、各講習開設者が選択的（又は網羅的）に開設する各講習を、各受講者が選択受講。
選択領域	各開設者が任意に開設する各講習を、各受講者が選択受講。

- 「必修領域」と「選択必修領域」は、国からあらかじめ全国共通の内容（複数の事柄）が示される点は同じである。一方、「必修領域」の内容は、各講習開設者において網羅的に開設され全受講者が共通受講するのに対し、「選択必修領域」の内容は、各講習開設者において選択的（又は網羅的）に開設され各受講者が選択受講する点が異なる。

(2) 各領域の時間数の在り方

- 「必修領域」「選択必修領域」「選択領域」の時間数の在り方については、現在と同様に、講習開設者における日程の組みやすさや受講対象者の利便を勘案し、1日6時間を一つのまとまりとして考えることが適当である。これを踏まえると、下記図のように2つの案が考えられる。

【案1】

必修領域（6時間）
選択必修領域（6時間）
選択領域（18時間）

【案2】

必修領域（6時間）
選択必修領域（12時間）
選択領域（12時間）

- 現在、「選択領域」については、6時間の中で2つの事柄を扱っている例も見受けられるが、新たに導入する「選択必修領域」については、ある程度深く学べるようにする観点から、6時間で一つの事柄を扱うことを基本とすべきである。ただし、現在「必修領域」に位置付けられている内容のうち新たに「選択必修領域」に位置付けられる内容については、事柄によって、6時間で二つの事柄を扱うことも考えられるであろう。
- このように、6時間で一つの事柄を扱うことを基本とすると、社会の要請を踏まえ時宜に応じた教育課題を複数学べるようにする観点からは、案2が望まれる。しかしながら、講習開設者においては、「選択必修領域」の導入に伴い改めて体制や事務環境の整備を必要とすることから、新たな枠組みを円滑に導入できるよう、当初は案1に基づくこととし、将来的に案2を志向することが適切である。

(3) 各領域の具体的な内容の在り方

- 免許状更新講習の主な開設者は大学であることを踏まえ、「必修領域」「選

択必修領域」「選択領域」は、いずれも、大学の専門的知見を生かした内容や、最新理論・研究成果を反映しやすい内容で構成することを前提とすべきである。

- その上で、「必修領域」については、全受講対象者が共通受講するにふさわしい内容で構成する必要がある、具体的には、下記のような考え方にに基づき構成することが考えられる。なお、「必修領域」は、特に様々な学校種・免許種の者が交流し相互理解を図ることができる貴重な機会として受講者に受けとめられており、今後もこの点は大切にしていってほしい。

- 教育的愛情や倫理観など、国民が教員に共通して期待するものを客観的視点から理解し、教員としての使命感や責務を再認識することのできる内容
- 子供や教員・学校が置かれる状況や直面する問題を、子供の発達段階や学校段階を通じて横断的・俯瞰的に理解することがふさわしい内容

(具体例)

- ・ 教員としての子供観、教育観等についての省察
- ・ 子供の発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見（特別支援教育に関するものを含む）

- 「選択必修領域」については、受講対象者が選択受講するものであるが、「選択領域」とは異なり、講習開設者の任意に全面的に委ねられるものではない。具体的には、次のような考え方を重視し構成する必要がある。

- 時宜に応じ社会の要請を踏まえた内容
- 受講者を学校種・免許種や年代に応じてある程度区分することがふさわしい内容
- 研修等を通じ一部の現職教員はある程度学んでいる可能性が高いものの、学んだ経験のない受講対象者の場合には、積極的に受講が望まれる内容
- 多くの大学等において開設が可能と考えられる内容

(具体例)

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">a. 現下の教育課題・ 小学校外国語活動・ 道徳教育・ 教育におけるICT活用・ 特別支援教育・ いじめ対策 | <ul style="list-style-type: none">b. 「必修領域」から移すもの・ 学習指導要領の改訂の動向等・ 法令改正及び国の審議会の状況等 |
|---|---|

- 「必修領域」「選択必修領域」共に、内容として位置付ける具体的事柄を選定するに当たっては、受講者・講習開設者・任命権者・雇用者をはじめとする関係者の意向や社会の要請を踏まえる必要がある。また、具体的事柄の変更に当たっては、講習開設者や受講対象者に混乱が生じないよう周知・準備期間を適切に確保し、必要に応じて経過措置を設けることが適当である。

第2節 修了認定試験と修了認定手続の改善

第1項 現状と課題

- 免許状更新講習は、「講義のみではなく、事例研究や場面指導、グループ討議のほか、指導案の作成や模擬授業等を取り入れたりするなどの工夫を図ることが必要である」⁹との考え方の下、様々な実施形態が採られてきた。具体的には、これまで大学が主たる講習開設者となり、理論付けられた実践を目指して、講義、グループ討議、実習、実技、現場参観等様々な工夫を凝らして行われてきている。
- このような様々な実施形態により行われる免許状更新講習の修了認定については、「限られた時間内で客観的かつ公正な修了認定を行うためには、講習の開設者が試験により行うこととすることが適当」¹⁰であり、また、修了認定の基準については、「最低限の理解が得られている場合に修了認定を行うこととすることが適当」¹¹とされてきた。
- 具体的には、免許状更新講習規則¹²において、「修了認定は試験による成績審査に合格した者に対して行う」こととされ、修了認定の基準は、文部科学省告示¹³により、「必修領域」及び「選択領域」について「各事項毎の項目及び内容について基礎的な知識技能を有すること」とされている。

⁹ 「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」（平成18年7月11日）中央教育審議会、45ページ

¹⁰ 「教員免許更新制の運用について（報告）」（平成19年12月25日）中央教育審議会教員養成部会、21ページ¹⁰

¹¹ 「教員免許更新制の運用について（報告）」（平成19年12月25日）中央教育審議会教員養成部会、21ページ

¹² 免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号）第6条

¹³ 免許状更新講習規則第四条第二項に規定する事項の詳細な内容及び同令第六条に規定する修了認定の基準を定める告示（平成20年文部科学省告示第50号）第2項

- また、試験の方法については、「筆記試験（択一式、論述式を含む。）によるか実技試験（模擬授業の採点等を含む。）によるかを問わない」¹⁴こととされてきた。これを受けて、現在、具体的な試験方法は、択一式、空欄補充式、正誤判定式、記述式、計算問題、実技考査など、様々な方法が見受けられる。

第2項 改善の方向性

- 上記のように、免許状更新講習は様々な実施形態で行われ、かつ、多様な試験方法が採られているがゆえに、特に全受講対象者が受講する「必修領域」については、大学や講習によって試験方法が異なることについて、受講経験者の間に不平等感が存在していることが指摘されている。
- このため、試験方法を統一することも考えられるが、多様な試験方法を取り得る対面教育型の講習に対して、延べ数千から数万人の受講者に対応する通信教育型の講習の場合には、限られた期間内で採点を行うため、択一式を採らざるを得ない。このため、試験方法を統一する場合には、全国的に択一式によることとなると考えられる。
- 一方、修了認定の具体的方法を試験以外によることも考えられるが、例えば、受講者に一定量のレポート作成を求め採点することとした場合には、修了認定を行う大学をはじめとする講習開設者の負担が大きく、実現は難しい。
- 他方、「限られた時間内で客観的かつ公正な修了認定を行うためには、講習の開設者が試験により行うことが適当」とされてきたことや、「最低限の理解が得られている場合に修了認定を行うこととすることが適当」とされてきたことに鑑みれば、何らの履修効果の確認も行わず、講習の受講のみをもって修了認定を行うことも適切ではない。
- 以上のことを踏まえると、免許状更新講習の修了認定については、今後とも、様々な実施形態で工夫を凝らし行われている各講習の特徴に応じて、各々適切な試験方法で実施されるべきと考えられる。
- その上で、各講習開設者においては、良質な試験が持続されるよう、作問の工夫や改善に向けた自主的な取組みを求めていくことが適当である。

¹⁴ 「教員免許更新制の運用について（報告）」（平成19年12月25日）中央教育審議会教員養成部会、21ページ

第3項 具体的な改善方策

(1) 修了認定試験の作問の在り方

- 修了認定試験は、修了認定の基準として最低限の理解が得られている場合に修了認定を行うこととされていることを踏まえ、基礎的な理解が図られているかを確認することに力点を置くべきである。
- ただし、単に講習で扱った知識技能そのものを確認するのみならず、受講者が思考し表現することを通じて基礎的な理解が図られているか否かを確認する方法もあり得る。各講習開設者が修了認定試験の作問を行うに当たっては、これらのことを再認識の上、新しく導入される「選択必修領域」についても対応することが求められる。
- また、修了認定試験の作問に当たっては、受講者に、現職教員のみならず、非現職教員も含まれていることに留意し、現職教員か否かの別で解答に有利・不利が生じないようにすることが必要である。
- さらに、各講習開設者においては、各講習の担当講師のみに試験問題の作成を任せるのではなく、作問委員会を設けて、あらかじめ複数人で試験問題案を検討することや、受講者による評価や感想、解答結果を参考に次年度の試験問題の改善に生かすなど、より良い作問に向けた工夫が望まれる。

(2) 修了認定試験の実施方法の在り方

- 修了認定試験は、通学型の講習の場合には、講習同日に試験が行われるため、数か月程度学習した後に行われるような試験と異なり、知識技能の定着及びその活用力を測る機能を十分に持ち得ない。このことを勘案し、特に、択一式、空欄補充式、正誤判定式による試験の場合には、数時間前に学んだ事柄の短期記憶力を測るかのようなことにならないよう、要点が理解されているかを確認することに注力した工夫が行われることが望ましい。
- なお、択一式や正誤判定式の修了認定試験については、平易過ぎると疑問視する声も一部聞かれる。しかしながら、作問を十分に検討し、問題流布や繰り返しの出題への対策などを適切に行えば、試験として十分に機能するものであり、一概に排除されるべきものではない。

- また、後述するように、受講者の利便性を高めるため、通信教育型の免許状更新講習の促進が望まれるが、教員免許更新制度という公的資格制度に係るものである以上、受講や修了認定試験における本人確認は厳格に行う必要がある。このことから、既存の講習開設者が工夫しているように、インターネットを活用した音声認識・画像認識、毎回受講終了時の個別番号付与及び次回受講時確認、顔写真の勤務先証明など、十分な措置が求められる。

(3) 修了認定手続の在り方

- 修了認定試験が終了し、合否判定を行うに当たっては、各講習担当講師の判断を基礎に、判定委員会でその適否を確認するなど、講習開設者においてより公正な修了認定を行うための工夫を行うことが望まれる。
- また、修了認定において不合格となった受講者は、次の講習の受講を検討することが少なくないと考えられるため、講習開設者においては、可能な限り早期に修了（履修）証明書を発行し受講者に送付する努力が求められる。

第2章 現職研修と免許状更新講習の関係の整理について

第1項 現状と課題

- 平成12年12月、教育改革国民会議報告¹⁵において、教員の「免許更新制の可能性を検討する」ことが提言された。
- これを受け、平成13年4月に、文部科学大臣から中央教育審議会に対し「教員免許更新制の可能性の検討」を含む諮問¹⁶が行われ、教員の適格性確保のための制度としての可能性と、教員の専門性を向上させる制度としての可能性の2つの視点から検討が行われた。その結果、平成14年2月の答申¹⁷では、「なお慎重にならざるを得ない」との結論に至ったことが示された。
- 一方、上記結論と同時に、中央教育審議会からは、「中堅段階に進んでいく期間の中でも、特に重要な時期である教職経験10年を経過した教員に対し、勤務成績の評定結果や研修実績等に基づく教員のニーズ等に応じた研修を各任命権者が行うものとする」¹⁸ことが提言された。これを受けて、平成14年に教育公務員特例法が改正され、任命権者による十年経験者研修の実施義務が定められ¹⁹、翌年4月に施行された。
- この後、平成16年10月には、文部科学大臣から中央教育審議会に対し、「教員免許更新制の導入」の検討を含む諮問²⁰が行われた。審議の末、平成18年7月の答申²¹では、上記の当初結論を踏まえた上、「今回提言する更新制は、その時々で必要な資質能力に刷新（リニューアル）することを目的とするものであり、平成14年の答申で検討した更新制とは、基本的性格が異なるものであ

¹⁵ 「教育改革国民会議報告－教育を変える17の提案－」（平成12年12月22日）教育改革国民会議

¹⁶ 中央教育審議会に対する文部科学大臣諮問「2 今後の教員免許制度の在り方について（1，3，4省略）」（平成13年4月11日）13文科生第22号

¹⁷ 「今後の教員免許制度の在り方について（答申）」（平成14年2月21日）中央教育審議会、23ページ

¹⁸ 「今後の教員免許制度の在り方について（答申）」（平成14年2月21日）中央教育審議会、28ページ

¹⁹ 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第24条

²⁰ 中央教育審議会に対する文部科学大臣諮問「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（平成16年10月20日）16文科初第759号

²¹ 「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」（平成18年7月11日）中央教育審議会41ページ

る」ことが明示された上、具体の仕組みが提言された。

- さらに、平成 19 年 1 月には、教育再生会議において第一次報告²²が取りまとめられ、教員免許更新制の導入に向け平成 19 年通常国会への法案提出が提言された。
- これに続き、平成 19 年 2 月に文部科学大臣から中央教育審議会に審議要請が行われ、集中審議の結果が取りまとめられた平成 19 年 3 月の答申²³においては、「教員免許更新制の導入（教育職員免許法の改正）」が提言された。また、「現場の教員の負担軽減の観点から、教員の生涯を通じた研修体制の見直し」が求められるとして、今後の更なる検討の必要性も示された。
- これらの経緯の上に、教員免許更新制度の導入のため教育職員免許法が改正されるに当たっては、国会において、「現職研修と免許状更新講習との整合性の確保、特に十年経験者研修の在り方について検討すること」が附帯決議²⁴された。
- 当該附帯決議を受け、教員免許更新制度の導入に伴う関係省令・告示の施行通知²⁵においては、現職研修の内容及び日数を精選して実施することが望まれることが示された。具体的には、十年経験者研修の校外研修期間を 5 日間程度短縮することや、免許状更新講習を現職研修として位置付けて実施することが考えられることが、都道府県教育委員会等に対して周知された。
- このような十年経験者研修をはじめとする現職研修と免許状更新講習の関係を踏まえて、現在、一部の都道府県・政令都市・中核市教育委員会では、十年経験者研修と免許状更新講習を同一年度に受ける者が存在することを考慮し、下記のような取組みが行われている。

²² 「社会総がかりで教育再生を～公教育再生への第一歩～－第一次報告－」（平成 19 年 1 月 24 日）教育再生会議

²³ 「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について（答申）」（平成 19 年 3 月 10 日）中央教育審議会、11,12,14 頁

²⁴ 「学校教育法等の一部を改正する法律案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」衆議院教育再生に関する特別委員会（平成 19 年 5 月 17 日）、参議院文教科学委員会（平成 19 年 6 月 19 日）

²⁵ 「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令及び教員免許更新制の実施に係る関係告示の整備等について（通知）」（平成 20 年 11 月 12 日）20 文科初第 913 号

- ・十年経験者研修の校外研修日数を一律削減した
 - ・免許状更新講習の受講を十年経験者研修の一部受講として認める
 - ・免許状更新講習受講により十年経験者研修の一部受講を免除する
 - ・教育委員会が十年経験者研修の一部を免許状更新講習の認定を受けて実施する
 - ・教育委員会が免許状更新講習の認定を受けた大学と連携し、免許状更新講習を十年経験者研修の一部に組み込み実施する
 - ・本人申請により十年経験者研修の受講時期を猶予する
- また、平成 23 年度において、十年経験者研修と免許状更新講習を同一年度に受ける者に対する十年経験者研修の軽減措置を行った都道府県・政令都市・中核市教育委員会数は 21 件（19.6%）、十年経験者研修を免許状更新講習として認定している教育委員会数は 4 件（3.7%）であった²⁶。
- 一方において、現職研修と免許状更新講習は制度上の趣旨・目的が異なるものであることや、免許状更新講習は個人の責任で受講すべきであるとの考え方、あるいは、免許状更新講習の認定を受け現職研修を実施した場合の対象者殺到の可能性への対応の難しさなどから、十年経験者研修と免許状更新講習の関係について、特段の調整を行っていない教育委員会も多い。
- このような中、平成 23 年度においては、十年経験者研修対象者 12,908 人のうち、2,247 人（17.4%）が同一年度における免許状更新講習対象者であった。
- 実際に同一年度に十年経験者研修と免許状更新講習を受講した経験者からは、例えば、夏休みといえども、水泳教室等の教育活動や職員会議等の校務、教材研究等を行う必要がある中で、十年経験者研修と免許状更新講習の両者を受講することは、負担が重かった、との実感が示されている。
- また、免許状更新講習は、受講対象者の希望も酌み、全国的に 8 月に最も多く開設されているが、都道府県・政令都市・中核市教育委員会や市町村教育委員会においても、同時期に各種研修を実施している実状にある。このため、十年経験者研修に限らず、現職研修と免許状更新講習の時期が重なる者は存在すると考えられ、部活動の指導や大会、補習等の教育活動や校務がある中で、日程調整の難しさや各活動への支障が指摘されている。

²⁶ 「10 年経験者研修実施状況（平成 23 年度）調査結果」文部科学省、対象：107 都道府県・政令都市・中核市教育委員会

第2項 改善の方向性

- 上述の経緯を振り返り改めて確認されることは、現職研修は、現職教員のみを対象に、各教員の教職生活全体を通じて資質能力の向上を図るものである一方、免許状更新講習は、現職教員及び非現職教員を対象に、教員という職について時代の変遷の中でその時々社会から求められる資質能力を確保するものであり、制度上の趣旨・目的が異なるということである。
- 付言すれば、教育基本法²⁷において、教員については、研修の充実が図られなければならないことが定められており、特に教育公務員については、教育公務員特例法²⁸により、任命権者は研修の実施に努めなければならないこととされている。これらに基づき、現職研修は、各現職教員の職能や職務経験に応じてその資質能力の向上を目的に行われる。
- 一方、免許状更新講習は、教員免許状所有者（現職教員及び非現職教員）が、教員免許状授与時（又は更新時）に修得対象とされていなかった最新の知識技能の修得を行うことを通じて、その時々で教員として求められる資質能力の確保・確認を行うことを目的としている。
- しかしながら、現職研修と免許状更新講習は、その受講により、教員としての専門性の向上が期待される点においては同じ機能を有している。また、現実として、同時期に両者を受講する現職教員には、教育活動や校務等との日程調整の難しさをはじめとする負担感が生じている。さらに、第1章第1節第1項に述べたように、一部の現職教員は、現職研修と免許状更新講習の内容に重複感を抱いている。
- このことを踏まえ、現職研修及び免許状更新講習の対象となる現職教員については、各々の制度・仕組みの利点・価値をより良く享受できるようにするとともに、受講者の負担感や重複感の解消を図ることが必要である。
- 具体的には、任命権者に実施義務がある十年経験者研修を含め、教職経験に応じた現職研修については、任命権者が教員の教職生活全般にわたり体系的に実施するものとし、その中で現職研修と免許状更新講習の受講時期の調整を図り、教員が一層弾力的に受講できるようにすることが適当である。

²⁷ 教育基本法（平成18年法律第120号）第9条第2項

²⁸ 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第21条第2項

- 併せて、現職研修と免許状更新講習については、内容についてもできる限り重複を生じさせないよう、各々の良さや特徴を存分に発揮する方向を目指すことが望まれる。例えば、現職研修については現場知や現場経験を十分に生かした内容、免許状更新講習については、大学等講習開設者の専門的知見を生かした内容や最新理論・研究成果を反映しやすい内容を基軸として構成することが適当であろう。
- さらに、教職生活全体を通じた教員の学びを支える観点から、免許状更新講習の受講者が、研修や教育活動、校務等との日程調整を円滑に図り、かつ、へき地・離島等の地理的条件によらず柔軟に受講できるようにするとともに、免許状更新講習を通じた学びの成果を教職生活に一層生かしていくことができるような取組みを促進すべきである。

第3項 具体的な改善方策

(1) 今後の十年経験者研修の在り方

- 任命権者が実施する現職研修は、教員の教職生活の各時期に行われる一方、免許状の有効期間は一定であることから、各教員の在職期間によって、いずれかの現職研修と免許状更新講習の受講時期が重なる場合があり得る。
- このような中、特に任命権者に実施義務がある十年経験者研修については、現在、教育公務員特例法²⁹において、教員の在職期間が「十年（特別の事情がある場合には、十年を標準として任命権者が定める年数）に達した後相当の期間内に」実施することとされている（別添3）。
- この規定を活用し、当面の間、十年経験者研修と免許状更新講習が同時期に重なる現職教員については、「特別の事情がある場合」として、任命権者が、十年経験者研修の実施時期を免許状更新講習の受講時期と重ならないよう、計画することが適当である。
- また、十年経験者研修は、「個々の能力、適性等に応じて」実施されるものである。したがって、任命権者は、各現職教員が教職生活の中で得意分野や個性の伸長を適切に図り活躍していくことができるよう、学級・学年運営、教科指

²⁹ 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第24条

導、生徒指導、学校マネジメント、指導的役割、管理職の役割など、様々な研修を開設し、各教員が一層柔軟に受講できるようにすることが望まれる。

- さらに、十年経験者研修は、上記のとおり、在職十年前後に実施されるものであるが、これに限らず、現職教員は各々の教職生活の中で、任命権者や市町村等が実施する様々な研修に随時参加している。加えて、現在、免許状更新講習の導入により、教職生活の一定時期ごとに学びの機会が設けられている。
- これらのことを踏まえ、今後の十年経験者研修の在り方については、制度的に一律にその実施時期を設定するのではなく、各任命権者が、各現職教員の教職生活全体を通じた体系的な学びの環境を柔軟かつ適切に築けるよう、各任命権者の判断で、教職経験に応じた体系的な研修を行うものとする方向で見直しを検討する必要がある。

(2) 免許状更新講習の受講環境の充実と教職生活への一層の活用の在り方

- 免許状更新講習は、現在、8月に開設時期が集中している。このため、受講者が各々の事情に応じて柔軟に受講できるようにする観点からは、開設時期の分散が望まれるものの、実状として、受講経験者からは、8月中の開設が適当であるとの声が圧倒的に多い現状にある。
- また、主たる講習開設者である大学においては、上記の状況や、正規学生の授業・試験、あるいは他の公開講座等との兼ね合いの中で、8月以外の時期に免許状更新講習を開設することが困難な場合が少なくない。
- 他方、免許状更新講習を受講する非現職者の中には、翌年度教員として任用されることが秋以降に決まり、急ぎ免許状更新講習を受講・修了して、教員免許状の有効性を回復³⁰しなければならない者も存在すると考えられる。
- これらのことから、離島・へき地等の受講対象者を含め、免許状更新講習の受講対象者が各々の事情に応じてより柔軟に受講できるよう、通信教育型の講習環境を充実していくことが望まれる。

³⁰ 平成21年3月末以前に授与された教員免許状所有者で現職教員でない者は、生年月日に応じて定められた修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了し修了確認を受けなかった場合、免許状の有効性は休眠状態に入る。このため、採用予定が決まった場合には、採用日までに、免許状更新講習を受講・修了し、修了確認を受けて、免許状の有効性を回復する必要がある。

- その際、第1章第2節第3項に述べたように、受講や修了認定試験における本人確認は厳密に行われる必要があり、今後、通信教育型の免許状更新講習の開設を目指す者においては、十分な工夫と措置が求められる。
- 一方、インターネットを利用した通信教育型の免許状更新講習については、受講対象者がその扱いに慣れていない場合、本人のみならず、これをサポートする講習開設者にも過度に負担がかかっている現状がある。このため、今後の普及に当たっては、例えば、インターネットを利用した通信教育型の免許状更新講習を集合的に受講できる拠点を各地に築き、受講者や受講経験者同士でサポートし合う環境作りも検討の余地があると考えられる。
- また、免許状更新講習の申込みについては、いずれの講習開設者においてもインターネットを介して行うこととしているため、受講経験者からは、アクセスの殺到や慣れない手続の中で要する労力や時間を負担に感じる声も聞かれる。このため、各講習開設者においては、可能な範囲で技術的な改善を行うことが望まれる。
- さらに、現職研修と免許状更新講習について、各々の良さや特徴を発揮するという方向を目指しつつ受講者の負担を軽減するという観点からは、任命権者等が行う様々な研修のうち、大学の教員を招いて行う最新理論・研究成果を反映した内容を学ぶことを目的とするものなどについては、免許状更新講習と似た性格を持つことから、免許状更新講習の認定を受けて実施することも考えられる。
- 併せて、免許状更新講習と免許法認定講習³¹は、互いに認定を受けることができるため、この仕組みを積極的に活用し、教員の新たな免許状取得に向けた学びを促進すべきである。
- これについては、現在、下記のような取組例があり、質の担保を前提として、可能な限り開設者の考え方や工夫を尊重する形で認定が行われている（別添4）。
 - ・ 15時間の免許状更新講習（選択領域）の認定と1単位の免許法認定講習の認定

³¹ 教育職員免許法別表第3備考第6号及び教育職員免許法施行規則第34条以下に基づき、文部科学大臣の認定を受けて行われる講習。一定の教職経験を前提に、上位や他種の免許状授与要件となる単位修得を目的として開設される。

- ・ 6時間の免許状更新講習（選択領域）× 2講習の認定と1単位（1時間あたり45分換算）の免許法認定講習の認定
- ・ 7時間の免許状更新講習（選択領域）の認定と1単位の免許法認定講習の認定（免許法認定講習の一部を免許状更新講習として実施）

○ これらの相互認定の仕組みについては、制度的に申請・認定手続が異なるために講習開設者に余り知られていない状況にある。このため、今後、国においては積極的に周知を図るとともに、申請手続を連動させる工夫を行い、認定の促進を図ることが求められる。

参 考 资 料

**免許状更新講習規則第四条第二項に規定する事項の詳細な内容及び同令第六条に規定する修了認定の基準を定める告示
(平成二十年文部科学省告示第五十号)**

免許状更新講習規則(平成二十年文部科学省令第十号)第四条第二項及び第六条の規定に基づき、免許状更新講習規則第四条第二項に規定する事項の詳細な内容及び同令第六条に規定する修了認定の基準を定める告示を次のように定める。

免許状更新講習規則第四条第二項に規定する事項の詳細な内容及び同令第六条に規定する修了認定の基準を定める告示

- 1 免許状更新講習規則(平成二十年文部科学省令第十号)第四条第二項に規定する事項の詳細な内容は、次の表に掲げる項目及び内容を含むものとする。

事項(時間数)	項目	内容
一 教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項 (十二時間以上)	教職についての省察	イ 学校を巡る近年の状況の変化 ロ 教員としての子ども観、教育観等についての省察
	子どもの変化についての理解	イ 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見(特別支援教育に関するものを含む。) ロ 子どもの生活の変化を踏まえた課題
	教育政策の動向についての理解	イ 学習指導要領の改訂の動向等 ロ 法令改正及び国の審議会の状況等
	学校の内外における連携協力についての理解	イ 様々な問題に対する組織的対応の必要性 ロ 学校における危機管理上の課題
二 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項 (十八時間以上)		幼児、児童又は生徒に対する指導上の課題

- 2 免許状講習規則第六条に規定する修了認定の基準は、前項の表に掲げる各事項毎の項目及び内容について基礎的な知識技能を有することとする。

附 則

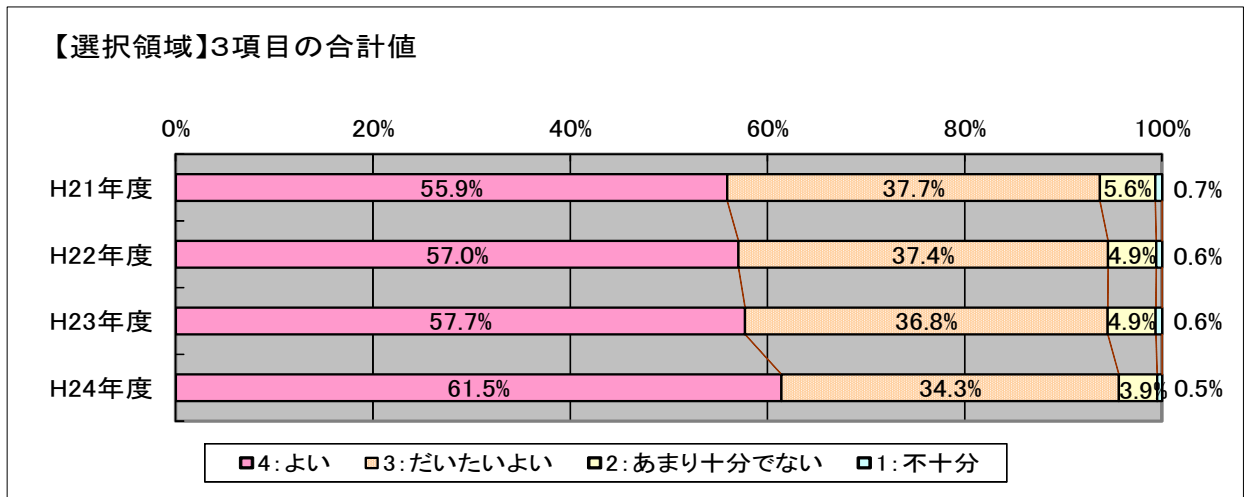
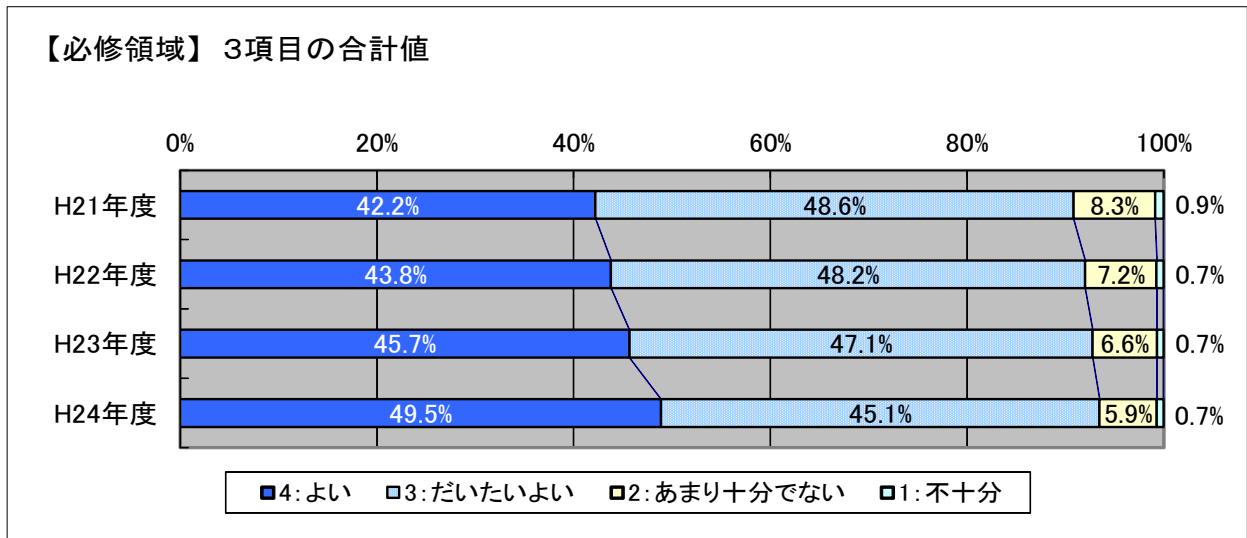
この告示は平成二十一年四月一日より実施する。

免許状更新講習 事後評価結果について

- 免許状更新講習の実施にあたっては、講習終了後に受講者による事後評価を行うこととし、その集計結果を文部科学省に報告することを義務づけている。
- 評価方法については、以下の3項目についてそれぞれ4段階評価で行っている。
 - I. 講習の内容・方法についての総合的な評価
 - II. 講習を受講した受講者の最新の知識・技能の修得の成果についての総合的な評価
 - III. 講習の運営面（受講者数、会場、連絡等）についての評価
- 各大学等から報告を得ている集計結果について、講習毎の4段階評価の回答割合を算出し、全体の平均値を算定した結果、以下のような状況となっている。

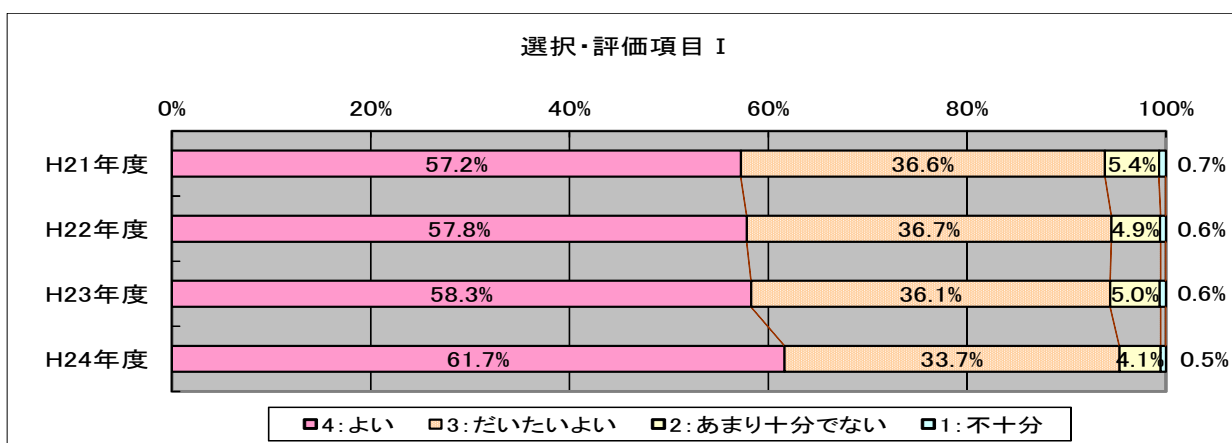
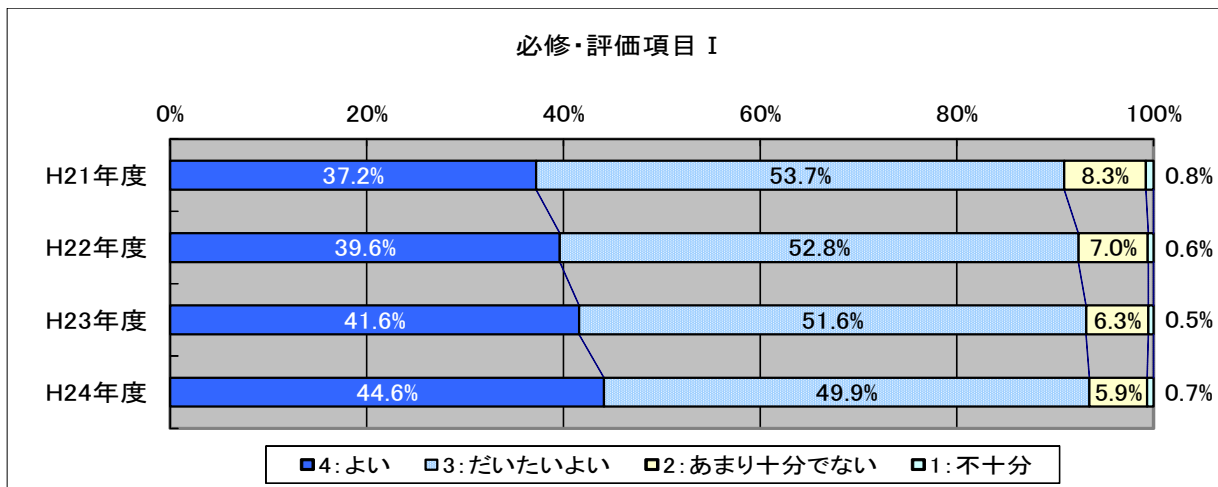
< I ~ IIIの3項目の合計値 >

必修領域・選択領域ともに、「よい」「だいたいよい」を合わせた割合は9割を超えており、毎年その割合は増加している。特に、平成24年度は、「よい」の割合が高くなっている。



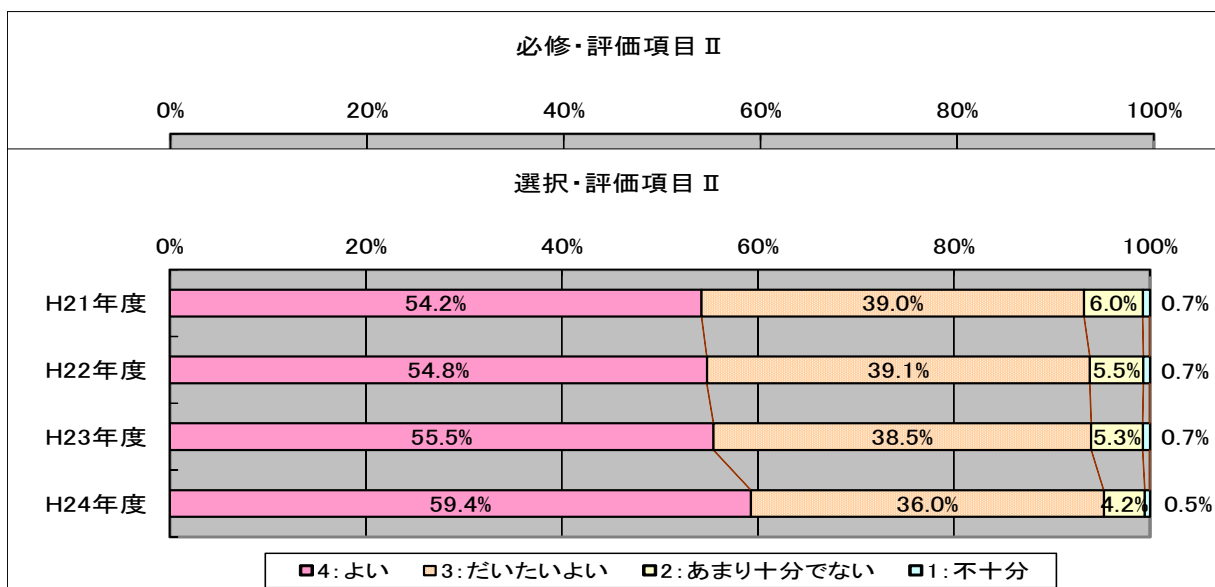
<評価項目Ⅰ>

講習の内容・方法に対する評価については、選択領域では「よい」と評価された割合が概ね6割程度となっており、必修領域が同4割程度であることに比して、選択領域の評価が高いことがうかがえる。



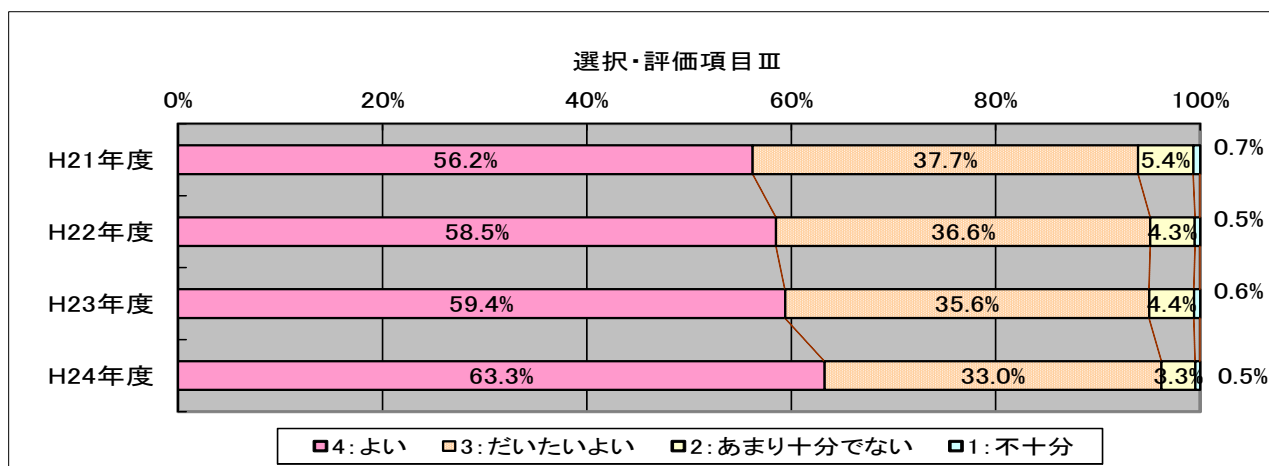
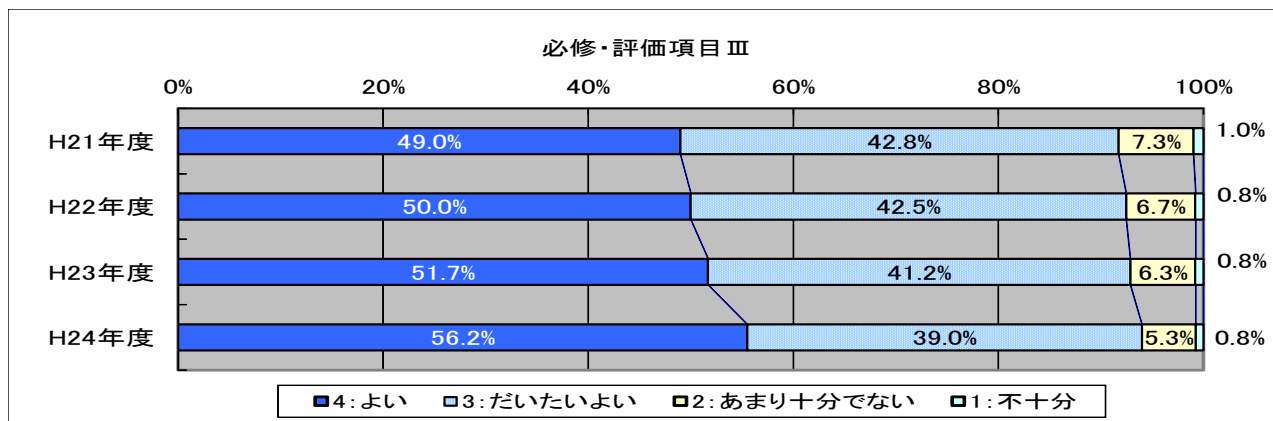
<評価項目Ⅱ>

最新の知識・技能の修得の成果に対する評価についても、必修領域に比して選択領域の評価が高いことがうかがえる。



<評価項目Ⅲ>

講習の運営面（受講者数、会場、連絡等）に対する評価については、選択領域では、評価項目Ⅰ（内容・方法）及びⅡ（最新の知識・技能の修得）の結果と概ね傾向は変わらないが、必修領域では、評価項目Ⅰ及びⅡに比して、当該項目の評価は相対的に高くなっている。



教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号) 抄

(研修)

- 第二十一条** 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。
- 2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

(研修の機会)

- 第二十二条** 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。
- 2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。
- 3 教育公務員は、任命権者の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

(十年経験者研修)

- 第二十四条** 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、その在職期間（公立学校以外の小学校等の教諭等としての在職期間を含む。）が十年（特別の事情がある場合には、十年を標準として任命権者が定める年数）に達した後相当の期間内に、個々の能力、適性等に応じて、教諭等としての資質の向上を図るために必要な事項に関する研修（以下「十年経験者研修」という。）を実施しなければならない。
- 2 任命権者は、十年経験者研修を実施するに当たり、十年経験者研修を受ける者の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、当該者ごとに十年経験者研修に関する計画書を作成しなければならない。
- 3 第一項に規定する在職期間の計算方法、十年経験者研修を実施する期間その他十年経験者研修の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

(研修計画の体系的な樹立)

- 第二十五条** 任命権者が定める初任者研修及び十年経験者研修に関する計画は、教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとして樹立されなければならない。

免許状更新講習と免許法認定講習・公開講座の両方の認定を受けている講習（平成25年度）

別添4

開設者名	免許状更新講習としての認定内容					免許法認定講習・公開講座としての認定内容					
	領域	講習の名称	講習の概要	時間数	対象職種	開設科目名	免許法施行規則に定める科目区分		単位数	免許状の種類	
四天王寺大学	選択	健康相談活動	保健室を訪れる子どもの心身の健康問題について学習し、実際の健康相談の事例から最近の相談内容、活動の動向を理解し、傷病別、問題別に基本的な対応と支援方法、連携方法を考察し、養護教諭が行うカウンセリング的対応能力を習得する。	15時間	養護教諭	健康相談活動 (H25認定講習)	養護	健康相談活動の理論及び方法		1	養教一種免
		教育制度論	現代日本の教育諸課題について、教育制度、教育政策などの観点から多角的に考えます。「教育制度とは何か」という基本的な問題や、制度改革の諸論点について講義します。具体的には、就学前教育、初等教育、前期中等教育、後期中等教育における今後の制度改革の突破口について、受講者の皆さんと共に考察していきます。	15時間	教諭 養護教諭	教育制度論 (H25認定講習)	教職	教育の基礎理論に関する科目	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	1	小・幼一種免 養教一種免
宮城教育大学	選択	食教育入門	食教育の内容、考え方、授業実践の内容について、具体的事例をあげて概説する。	12時間	教諭 養護教諭	食教育入門 (H25認定講習)	職教に科 目関又 する教	教科又は教職に関する科目		1	小専修 中専修 高専修
		ESD・持続発展教育入門	持続発展教育(ESD)の具体的内容や授業プログラムについて概説する。	12時間	教諭 養護教諭	ESD・持続発展教育入門 in気仙沼 (H25認定講習)	教職	教育課程及び指導法に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	1	小専修 中専修 高専修
		ESD・持続発展教育入門	持続発展教育(ESD)の具体的内容や授業プログラムについて概説する。	12時間	教諭 養護教諭	ESD・持続発展教育入門 in白石 (H25認定講習)	教職	教育課程及び指導法に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	1	小専修 中専修 高専修
鹿児島純心女子大学	選択	体のしくみと健康	人体の構造と機能を理解するために、視聴覚教材を使用して、解剖、生理などの分野について基礎的な知識を解説します。また受講者の質問に応じて学童の身体機能の正常、ならびに疾患に関する理解も深めていきます。	12時間	教諭 養護教諭	体のしくみと健康 (H25認定講習)	教科 養護	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」 解剖学及び生理学	1	高一種免(看護) 養教一種免	
		生徒指導と教育相談(生徒指導実践と教師の在り方)	『生徒指導提要』は学習指導と生徒指導の一体化を強調した。すべての教育活動の基盤に生徒指導が存在しており、その意味で生徒指導実践力は教師であり得るための不可欠な要素と言える。「生徒指導で求められる教師の資質と技能」、「生徒指導実践力を高める研修の在り方」、「生徒指導の側面からの教科指導の課題」、「危機管理の観点からの生徒指導」等に着目しながら、日常的に生徒指導を実践できる力について考える。	6時間	教諭 養護教諭	生徒指導と教育相談 —実践と教師の在り方— (H25認定講習)	教職	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ・生徒指導の理論及び方法	1	中一種免(英語) 中一種免(家庭) 高一種免(英語) 高一種免(家庭) 高一種免(看護)
		生徒指導と教育相談(教育相談と教師の在り方)	近年、ネットを含む多種多様ないじめ、自殺、体罰等、学校教育場面において、さまざまな問題が浮上し、学校内外に様々なトラウマを遺している。今、家庭の教育力、教師の質のありようなど再度ふりかえる必要がある。時代の変化にともなう心の病理現象を洞察し、教師としてのあり方について、教育相談(カウンセリング)の視点から講義する。	6時間	教諭 養護教諭			生徒指導及び教育相談に関する科目	・教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ・生徒指導の理論及び方法	1	養教一種免 栄教一種免

開設者名	免許状更新講習としての認定内容					免許法認定講習・公開講座としての認定内容							
	領域	講習の名称	講習の概要	時間数	対象職種	開設科目名	免許法施行規則に定める科目区分			単位数	免許状の種類		
頌栄短期大学	必修	幼児教育の原点	リレー形式で行う。保育・幼児教育について教育学、心理学、福祉学の3つの切り口から学びを深める。1. 保育・教育を巡る最近の動向及び保育の思想を学ぶ。現場体験を通じての子ども観、教育観についての省察を加える。2. 子どもの発達に関する基礎知識を復習し、子供観、教育観の醸成をはかる。3. 発達障害に関する最新の知識を交え、特別支援教育における新たな課題、および子ども理解を深める方法を学び、さらに保護者支援についても学ぶ。全体を通じて、園に於ける危機管理の課題についてもともに考える。	13時間	—	幼児教育の原点 (H25認定講習)	教職	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	1	幼一種免	注1	
		幼児運動表現	近年社会の急激な変化の中で、子供の生活や育ちも、以前とは大きく変わってきている。現在どのような問題があり、改善していくには保育者としてどのような取り組みが必要なのか、発達の視点より、子どもの運動あそびについて考えていく。	7時間	教諭	幼児運動表現 (H25認定講習)	教職	教育課程及び指導法に関する科目	保育内容の指導法	1	幼一種免		
	幼児教育課程特論	平成21年度4月から施行された「幼稚園教育要領」では幼稚園と小学校の連携、幼稚園と家庭の連続性の確保及び預かり保育や子育て支援の強化が示されています。そこで本教科では、改訂「幼稚園教育要領」を支えている幼児教育の理論、歴史や制度を通して、遊びを中心とした教育課程の編成のあり方を考えていきます。幼稚園教育の現状を振り返りながら、今後の日本の幼稚園教育の方向性をみなさんと一緒に探究していきたいです。	7時間	教諭	幼児教育課程特論 (H25認定講習)	教職	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	1	幼一種免			
	選択	生活保育論	保育所や幼稚園という家庭外保育施設は近代以降に出現し、現代ではほとんどの子どもが就学前に通う場となっている。また幼稚園と保育所の関係も日本だけではなく多くの国で問題になっている。本授業では保育所と幼稚園の起源と発展の歴史をたどり、乳幼児の生活時間と空間、健全な発達の観点から両施設の在り方を考察する。さらにフレーベルのキンダーガルテン、モンテッソーリの「子どもの家」、イタリヤのレッジョ・エミリアの教育実践から新しい生活保育を模索する。	7時間	教諭	生活保育論 (H25認定講習)	教科	生活			1	幼一種免	注3
	幼児音楽表現	子ども達にとって音楽とは大人の考えるような楽器の演奏、歌唱、楽曲の鑑賞などにはとどまらない。むしろ生活のあらゆる場面で音に出会い、発見し、楽しむであろう。その中でも家族や保育者、友だちや自分の声のリズム、メロディーは大きな意味を持つと思われる。そのことから本講では「ことば」によるアンサンブル、わらべうたなどを中心に、声の力、言葉のリズムに注目しつつ、音楽表現について考えていきたい。	7時間	教諭	幼児音楽表現 (H25認定講習)	教職	教育課程及び指導法に関する科目	保育内容の指導法	1	幼一種免			

注1：15時間以上の講義もしくは演習により1単位を取得する科目について、1時間を45分として実施している。

注2：免許状更新講習（6時間）を2講習で、免許法認定講習1科目として認定を受けている。なお、15時間以上の講義もしくは演習により1単位を取得する科目について、1時間を45分として実施している。

注3：15時間以上の講義もしくは演習により1単位を取得する科目として免許法認定講習として認定を受けている。そのうち、6時間分(360分)の講義・演習と履修認定試験・アンケートの実施で7時間の講習として免許状更新講習の認定を受けている。